

消費料金未納訴訟最終通達書

訴訟番号 平成18年(二) - 2830号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通達致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通告となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

※訴訟取り下げ最終期日 平成18年5月11日

〒101-0065

東京都千代田区西神田

法務局認定法人 民●訴●管●事務局

電話受付時間 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

0120-●●●-●●●(管理課)